

京都市教育委員会教育長訓令甲第 11 号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成 18 年 3 月 30 日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第 3 条第 2 項中「京都御池中学校・複合施設建設室長」を削り、「音楽高校改革推進室長」を「音楽高校改革推進・建設室長、教員養成支援室長」に改め、同条第 6 項中「企画事業課長」を「教育相談総合センター カウンセリングセンター長」に改め、同条第 9 項中「右京中央図書館建設室長」を「右京中央図書館開設準備室長」に改め、同条第 14 項を削り、同条第 15 項中「音楽高校改革推進室長」を「音楽高校改革推進・建設室長、教員養成支援室長」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条中第 16 項を第 15 項とし、第 17 項を第 16 項とし、第 18 項を第 17 項とし、同条第 19 項中「総合教育センター 下京区統合中学校開設準備室長」を「総合教育センター 下京中学校開設準備室長」に、「右京中央図書館建設室長」を「右京中央図書館開設準備室長」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条中第 20 項を第 19 項とし、第 21 項から第 23 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表課長(体育健康教育室の子ども安全課長等及び生涯学習部の生涯学習課長等を除く。)、教育環境整備室長、京都御池中学校・複合施設建設室長、スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室長、下京中学校教育企画推進室長、工業高校改革推進室長、音楽高校改革推進室長、地域教育専門主事室長、情報化推進総合センター所長、総合教育センター カリキュラム開発支援センター長、総合教育センター 下京区統合中学校開設準備室長、教育相談総合センター カウンセリングセンター長、教育相談総合センター ふれあいの杜館長、生涯学習総合センターの分館の館長、新中

央図書館建設構想推進室長、右京中央図書館建設室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館(久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。)の館長の項中「、京都御池中学校・複合施設建設室長」を削り、「音楽高校改革推進室長」を「音楽高校改革推進・建設室長、教員養成支援室長」に、「総合教育センターや京区統合中学校開設準備室長」を「総合教育センターや京中学校開設準備室長」に、「右京中央図書館建設室長」を「右京中央図書館開設準備室長」に改める。

別表教育相談総合センター企画事業課長の項中「教育相談総合センター企画事業課長」を「教育相談総合センターカウンセリングセンター長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)